

ボンヘツファー神学と教会闘争

——「教会の本質」を中心とした教会理解検討——

逢 坂 暁 乃

はじめに

本論文の目的は、デイトトリツヒ・ボンヘツファー（1906～1915）の神学や教会理解が、ボンヘツファーのドイツ教会闘争への参加にどのように結びつくのかを検討することである。ナチス支配下のドイツでは、ナチスに迎合する「ドイツ的キリスト者 Deutsche Christen」とそれに抵抗する「告白教会 Bekennende Kirche」の対立を中心に「ドイツ教会闘争」^①が起こった。この教会闘争はナチスに対して迎合するか否かを巡る政治的な対立であると同時に、神学的な思想を巡る対立でもあった。特に、教会をどのように理解するのか、教会教義学的な領域がしばしば論争の中心となっていた。ボンヘツファーもまたナチスに抵抗し告白教会の側で教会闘争に参加した一人であったが、ボンヘツファーと告白教会は神学的思想としても多々重なる。それは教会闘争に参加するなかでの接近だけではない。ボン

ヘッファアの教会闘争以前の思想にはすでに告白教会の神学的思想と非常に近い箇所が多く見出されるのである。

ボンヘッファアの反ナチ抵抗運動、特に教会闘争への参加には、単に政治の面でナチスが受け入れ難かったというだけではなく、そもそも、ナチスやその支持者が教会あるいはキリスト者に要求したことが、自身の神学、特に教会理解において受け入れ難かったということも関わっている。ボンヘッファアがキリスト教信仰に基づいて反ナチ抵抗運動に身を投じたという事態を多角的に考えるためには、それをキリスト教信仰に基づいて倫理的な道を選択した結果として考えるだけではなく、そもそも神学・教会理解における論争から鑑みてもボンヘッファアはナチスの要求と相容れなかったことを確認する必要がある。

そこで本論文では、教会闘争参加前後の期間ボンヘッファアが自身の神学のなかで教会をどのように位置づけていたのかを明らかにすることを通して、ボンヘッファア神学と教会闘争への参加の関係、つまりは神学的な対立とナチスへの抵抗の関係を検討する。そのために本論文では、ボンヘッファアの教会闘争参加直前の思想として、ボンヘッファアの教会理解が非常によく整理されていると同時に以後の思想の土台ともなっている1933年の講義「教会の本質」を取り扱う。また、「教会の本質」を軸としたりうえで、ボンヘッファアの思想と告白教会の思想との類似点を検討すると同時に、「教会の本質」にみられる神学的土台がボンヘッファアのナチスに対する批判・抵抗としてどのように結びついたのかを検討すべく、ナチス台頭に際して発表された、いくつかの神学的表明を検討する。

本論文の構成は以下の通りである。はじめに、ボンヘッファアの思想と教会闘争との関係を検討するための準備として、教会闘争におけるドイツ的キリスト者と告白教会の神学・教会理解を検討し、教会闘争を教会理解の観点から概観する。次に「教会の本質」を検討し、ボンヘッファアの教会闘争に向かう神学的土台、教会理解を確認する。最後に、ナチスの台頭に際して発表した神学的表明を「教会の本質」に基づきながら検討することで、ボンヘッファア

の神学と教会闘争との関係を考察し、結びとする。

第一節 教会闘争の神学

まず、ボンヘッファーの立場を考えるにあたって重要となる教会闘争の特色を二点確認したうえで、教会理解を中心として教会闘争の神学的思想を概観する。特色の一つ目は、ドイツ的キリスト者もボンヘッファーを含む告白教会も皆ルター派プロテスタントであった点、二つ目は告白教会内部の対立とそれによる瓦解のなかでボンヘッファーが告白教会から離れた点である。

一つ目についてだが、教会闘争の中心であったドイツ的キリスト者と告白教会の両派どちらも福音主義教会を基体としており、その中心がルター派プロテスタントであった点である⁽²⁾。実際、自覚的な教会会員であるにせよないにせよ、1931年段階のナチ党の国会議員のうち、実に三分の二がプロテスタントであった⁽³⁾。ドイツ的キリスト者も告白教会も、そもそもちろんボンヘッファーもまたルター派プロテスタントであるがゆえに、皆ルター神学を論拠にしている。だからこそ教会闘争における対立には、ルター、特に宗教改革や、ルター派において「アウクスブルク信仰告白」⁽⁵⁾をどう解釈するのが根本的な問題としてある。そのうえで、ナチスに対して教会が迎合するか抵抗するかを考えるにあたって、ルター派プロテスタントとして教会をどのように位置づけるのが論点となるのである。

二つ目については、告白教会は、「古プロイセン合同教会 (APU)」を中心とする派閥と「ルター派領邦教会」を中心とする派閥による内部対立が起きていた。最終的に、この内部対立が告白教会の瓦解を引き起こすこととなる。ボンヘッファーはAPU派として初期から教会闘争に参加し、告白教会の前身である牧師緊急同盟の結成にも関わっている。告白教会設立後は、まだ若者であったボンヘッファーはその中枢に関わるとい形ではなく、告白教会の牧師

研修所を任され、牧師補の若者らを研修した。ボンヘッフアーは熱心に告白教会の運動に参加していたものの、告白教会が瓦解するなかでは、ハンス・フォン・ドナーニーの誘いを受けヒトラー暗殺やクーデターを試みるサークル^⑥へ参加し、告白教会からは離れていくこととなる。つまり、ボンヘッフアーにとって教会闘争は、ナチスへの抵抗として最終的には不十分であった。

(1) 「ドイツ的キリスト者」の神学

当時福音主義教会の中ではドイツ的キリスト者が優勢であり、人数の多さもさることながら勢いも有していた。^⑦ そうした当時大多数であったドイツ的キリスト者の神学にあたって重要となるのが、「フォルク教会（民族教会）*Volkskirche*」の構想である。フォルク教会とは、「フォルク（民族）」を中心とした宗派を超えた教会像である。この構想は、ドイツ的キリスト者以前に領邦教会制の崩壊に伴って「民族教会」が主張されていたことに影響を受けている。つまり、民族主義的なキリスト教運動自体はナチスが台頭する以前より起こっていたのであり、例えば1921年6月にはキリスト教からユダヤ的なものを排除することを目指す「ドイツ教会同盟」が創設されている。^⑧ キリスト教保守主義者を中心として民族主義的なキリスト教が流行するなかで、ナチスの台頭に合わせてドイツ的キリスト者が強い力を持つこととなったのである。

また、当時は「エキュメニズム（世界教会運動）」が隆盛であった。エキュメニズムは世界教会として宗派を超えた教会像を構想するものだが、ドイツ的キリスト者はこうしたエキュメニズムの隆盛と呼応して宗派を超えた教会像を構想しながらも、キリスト教共同体の単位としてフォルクを設定することでフォルク教会を考えたのである。ドイツ的キリスト者は、フォルク教会として「ゲルマン的な宗教」の創設を目指す。ここでは、キリストの「アーリア化」を考える

とともに、キリスト教の「脱ユダヤ化」としてキリスト教からユダヤ的なものを排除しようとする指針が主張された。⁹⁾

ドイツ的キリスト者は、キリスト者としてナチスに迎合するにあたって、ヒトラーやナチスの作った法は神が与えた独自の律法の具現化であるとした。¹⁰⁾ ナチスの法が神の律法の具現化であるからこそ、国家の律法に教会及び信徒は従わなくてはならない。ここでは、国家に支配される教会像が考えられており、そのもとでドイツ的キリスト者は国家と教会の統一を試みた。また、ドイツ的キリスト者はルターの宗教改革の完遂を目指した。ルターの宗教改革を、信仰告白や教会の「権威化」への批判と解釈し、権威的な現在の教会から脱してすべてのドイツ人に開かれた教会をつくることを、宗教改革の完遂だとしたのである。

(2) 「告白教会」の神学

1934年にドイツのバルメンにて告白教会第一回全国会議「バルメン会議」が行われ、「バルメン宣言」が定められる。このバルメン宣言には、告白教会の理念的指導者であるカール・バルトも関わり、バルメン宣言は告白教会の理念の神学的基礎づけとなる。ただし、バルメン宣言は告白教会の神学的基礎づけであると同時に、バルメン宣言を信仰告白と同様に扱うか否かを巡る論争をもとに、ナチズムに対する態度をどうするかという問題へと発展していき、告白教会瓦解を引き起こす際の論争の中心ともなる。ボンヘッファーの属するAPU派はバルメン宣言を重視する派閥であり、ボンヘッファーの思想もバルメン宣言と近いところにある。それゆえに、ボンヘッファー神学と教会闘争の関係を検討する本論文では、ボンヘッファー神学とも特に共通する箇所を中心に、バルメン宣言をもとに告白教会の神学を検討する。

まず、バルメン宣言第一項は以下の通りである。

聖書においてわれわれに証しされているイエス・キリストは、われわれが聞くべき、またわれわれが生と死において信頼し服従すべき神の唯一のみ言葉である。教会がその宣教の源として、神の唯一のみ言葉のほかに、またそれと並んで、更に他の出来事や力、現象や真理を、神の啓示として承認しうるとか、承認しなければならぬという誤った教えを、われわれは退ける。⁽¹⁾

このバルメン宣言第一項で論点となるのは、聖書の重視である。教会にとっては、聖書、つまりキリストの言葉のみが服従すべきものであり、他のものを啓示として扱ってはならない。なぜなら、告白教会は福音・信仰告白を重視し、キリストの他にこの世の支配者はいないからである。これはドイツ的キリスト者が国家の法を神の律法の具現化と考えたこととは対照的であり、この聖書の重視に基づいてヒトラーの教会への干渉や教会の国家との一体化への抵抗が起こる。同時に、このような徹底したキリストの重視が、ボンヘッファーにとっても非常に重要となるが、これについては第二節で詳述する。

また、教会と国家の統一に対する反論として、バルメン宣言第六項では教会の自由について次のように述べられている。

その中にこそ教会の自由の基礎があるところの教会への委託は、キリストに代わってキリスト御自身のみ言葉とみ業に説教とサクラメント（聖礼典）によって奉仕しつつ、神の自由な恵みの使信をすべての人に伝えるということである。⁽²⁾

ここで主張される教会の自由は第一に「国家からの自由」である。教会の自由はキリストに委託されていることに依

扱っている。キリストが教会に神の恵みを伝えるということ委託したからこそ、教会はキリストに代わって奉仕することができる。同時に、キリスト以外のなものからも自由でありうる。国家、この場合はナチスに対して教会が迎合しない神学的な論拠として、キリストに委託された教会の自由こそが教会にとっての出発点でありそもそも教会像であることをバルメン宣言は主張する。

ドイツ的キリスト者と告白教会の対立では、神の言葉に従うということはどう理解すべきか、また教会と国家、つまり宗教的な領域と政治的な領域との関係をどのように考えるべきか、ということが論点となっていたのである。

第二節 「教会の本質」

ボンヘッファーは1933年ベルリン大学私講師に就任し、講義とゼミナールを担当することとなる。その時担当した講義のひとつが1932年夏学期に行われた「教会の本質 *Das Wesen der Kirche*」^[13]である。この講義はボンヘッファーの博士論文であり1927年に書かれた『聖徒の交わり *Sanctorum Communio*』^[14]をふまえたうえで、1932年当時ナチスが台頭し始めた状況に即して改めて教会の問題を取り扱うものであり、ボンヘッファーの教会闘争参加前後の教会理解がよく整理されている。同時に、この講義はキリストとの関係から教会の位置づけを整理するものであり、告白教会におけるキリストの重視と非常に近い思想を見出せる。そのため本論文では、この講義を検討することで、ボンヘッファーが告白教会の側で教会闘争に参加しナチスに抵抗したその神学的土台を確認する。

「教会の本質」をボンヘッファーは、「われわれに教会が必要であるか」という近代的な懐疑主義の疑問から始める。もちろんこの疑問に対する答えは「必要である」となるものの、ボンヘッファーは、科学が発展し近代主義的な懐疑主義の疑問も盛んになるような教会の意義を問われる時代にこそ、教会とは何であるのかを再考する必要がある。

あると考えた。こうしたボンヘッファーの問題意識は、「教会の本質」を検討するにあたって念頭においておかなければならないであろう。こうした問題意識をふまえたうえで、まず「教会の本質」の構成について確認する。「教会の本質」は二部構成となっている。第一部が「教会の場所」、第二部が「教会の形」である。第一部「教会の場所」も近代における神の場所喪失性 *Ortlosigkeit* の問題に答える教会教義学的に重要な箇所ではあるが、本論文では、ボンヘッファーの教会そのものに対する理解と問題意識が非常によく整理されている第二部「教会の形」を中心に取り扱うこととする。また、この第二部は「教会の形」、「A アダムとキリスト」「B 教会とキリスト」「C 行動する教会」「D 教会のこの世性とキリスト教性」「E 教会の限界」の五つの項目によって構成されている。

(1) アダムとキリスト

アダムとキリストという表現による人間とキリストの関係についての考察はボンヘッファーにおいて初期からよく見られる。例えば、1931年に公刊されたベルリン大学講師就任論文『行為と存在 *Act und Sein*』¹⁵ は第三部が「『アダムにおける』また『キリストにおける』人間の具体的理論における行為・存在問題」と題され、「アダムにおける存在」と「キリストにおける存在」について考えられている。「教会の本質」の「A アダムとキリスト」についても、概ね『行為と存在』のアダムとキリストの理解を引き継いでいる。

それでは、ボンヘッファーにとつてのアダムとはどのようなものなのか。ボンヘッファーは以下のように述べる。

アダムは人間である、「ひとり」であると同時に「人類」である。「中略」「罪はひとりの罪である」と同時に「人類の罪である」。それゆえに、「アダムにおいて全人類が共に」墮落する。¹⁶

ここでのアダムは、もちろんまずは最初の罪を犯し樂園追放をされたアダムである。それと同時に、創造主たる神に反抗する者でもある。アダムは「ひとり」の人間として罪を背負っていると同時に、アダムの背負う罪は全人類の背負う罪でもある。なぜなら人間は、ひとりであると同時にアダムを通して人類全体でもあるからである。いうなれば、アダムとは「人間性 Menschlichkeit」であり、人間はそれぞれひとりひとりがアダムなのである。ただし、人類全体であるということは、ひとりの罪の責任を人類全体に転嫁することを示すのではなく、その逆で、ひとりひとりの人間が人類全体として人類の罪を引き受けなければならないという意識を示している。¹⁷⁾

人間性をアダムという形で理解することで、ボンヘッファーは、人間の背負う罪の克服を徹底的にキリストとの関わりでのみ見出す。アダムに対して、キリストは「類比的」な立場に立っている。キリストもひとりであると同時に全人類である。しかし、キリストは神人として、アダムに始まる人類の罪に対する神の罰を引き受け贖罪し神の義となる。こうしたアダムとキリストの関係は、人間をアダムと理解するところでは、そのままアダムである人間とキリストの関係になる。キリストによつてはじめてアダムの人間性は克服される。だからこそ、人間をひとりひとりかつ全人類としてアダムにおいて罪を抱えているとしたうえで、人間はキリストにおいてだけ義とされる道があるとボンヘッファーは考えるのである。そして、キリストによる贖罪、キリストにおいて義とされるといふ道に現実の人間はどこで与ることができるのかというと、ボンヘッファーはここでそれが教会だと考えるのである。

こうしたボンヘッファーのアダムとキリストとの関係のなかで、以後の教会闘争に関するボンヘッファーの思想と比べた時に重要となる点が二点ある。一点目は、ボンヘッファーはアダムのもとで人間が人類であると同時にどこまでもひとりであることを重視していた点である。「彼（人類）は全くひとりである時初めて、全く人間となる」とボンヘッファーは述べる。徹底した「ひとり」として罪を背負い神の前に立つというあり方がここでは考えられてお

り、こうした「ひとり」で立つということは以後も、特に集団に対する同一化や陶醉への批判に際して重視されている。二点目は、アダムということを通して人間性や人間の罪を捉え、それを徹底的にキリストとの関わりの中から理解することによって、「キリストという点にのみ統一性を見ている」という点である。「キリストは教会を統一する原理 Einheitsprinzip」だと、ここでボンヘッファーは考える。⁽²⁰⁾ このキリストにのみ教会の統一を見る点は、本論文第一節(2)で挙げたバルメン宣言第一項にも通底している。

(2) キリストによる代理

こうしたアダムとキリストの関係のうえで、ボンヘッファーはさらにキリストによる「代理的行為」が教会を基礎づけると思案を進める。ボンヘッファーはこの代理的行為について以下のように語り始める。

ひとりが、すべてのために立つ、キリストは人類の代理者である。アダムは他者の立場ではなく、自分自身の立場(に立つ)。キリストは人類の立場に立つ!⁽²¹⁾

ここで「代理」として考えられているのは、まずひとりが他者のために、すべてのために立つことである。こうした代理は、他者のために、財産や身体、人生を捧げる時に起こる。しかし、キリストは人類すべての立場に立つが、アダムは自分の立場に立つばかりであり、アダムにおいてはこの代理的行為には限界がある。そもそも、それぞれが倫理的に自己責任を負う人格であるところでは、他者のために他者の責任を引き受けることは、倫理的な領域における越境行為にほかならないとボンヘッファーは考えている。⁽²²⁾ それゆえに、アダムとしての倫理的な代理の段階では、あ

る他者の罪に対する罰の結果を共に受け入れることができたとしても、他者の罪や罪への罰そのものを引き受けたり取り去ったりすることはできない。それは他者の責任の範囲に踏み入ることだからである。結局アダムにとどまっていたのは、限界に際してすべての交わりが棄却され、「ひとり」として倫理的な自己責任を負う人格である他ない。

したがって、ここでこうした「代理」とは異なる「キリストによる代理」が重要となる。この代理は、財宝や身体、人生を捧げるということだけではなく、人格を捧げるものである。キリストは、受肉・律法の成就・十字架・復活というキリストの生を通して、人間のために自らが犯してはいない人間の罪を、「あたかも」自らも罪を犯したかのように、人間の罪と連帯し、罪に対する罰そのものを引き受け裁かれた。こうした苦しみを受けたキリストを通して、苦難に導く神の意志とともに、人間をその弱さと戦うようにさせる神の意志が示されるのである。キリストにおける代理では、アダムにおいてでは考えられたような、倫理的に自己責任を負う人格は棄却される。人間の自己責任はキリストによって引き受けられてしまうからである。だからこそここでは、財宝や身体、人生だけではなく、人格が捧げられるのである。

キリストは「主」として人間にはできないような罪の引き受けを為すが、一方で「兄弟」として人間と共にある。そしてこの「主」としてのキリストにも「兄弟」としてのキリストにも、人間は『キリストの主権の下に』生き、同時に『兄弟関係』を通して規定される交わり⁽²³⁾である教会のなかで初めて与ることができる。ボンヘッファーは考える。だからこそ、教会を基礎づけるのはキリストの代理的行為であり、教会のなかで、人間は代理の遂行に向かうことができる。⁽²⁴⁾

(3) 教会の構造

さらに、ボンヘッファーは、代理者たるキリストを「主」「兄弟」「教会」という三つのあり方から考えたうえで、

キリストと教会の関係をこの三つに基づいて整理することで教会の基礎構造を明らかにすることを試みる。一つ目が「教会」として実存するキリストであり、ボンヘッファーはここにキリストと教会の「統一の構造」を見る。二つ目は、「主」としてのキリストであり、ここに「支配構造」を、三つ目は「兄弟」としてのキリストであり、ここに「共同体構造」を見る。

まず、教会として実存するキリストについてだが、ボンヘッファーはキリストが教会として実存していることのみ教会の統一性が語られなくてはならないと考える。これは告白教会におけるキリスト（の言葉）の重視・キリストということにだけ教会の統一があるとする理念に繋がるものである。こうした教会の統一性についての考えが、国家のもとでの統一を批判に向かわせる。

しかし同時に、主としてのキリストを考えることによって、キリストは教会にとつて必ず主であるという、キリストによる教会への支配構造をボンヘッファーは考える。それゆえにキリストを教会が超えることはあつてはならないのであり、これは教会における限界の理解である。教会はキリストに支配されているからこそ、教会が無制限に教会像や律法を考えてはならないのであり、だからこそ教会自身が教会像、特に教会の範囲を定めるような、教会のユダヤ人排斥への批判へと繋がる。

最後に、兄弟としてのキリストとして教会の共同体構造をボンヘッファーは考える。キリストが人間となったということから、他者である兄弟をキリストとして具体的に受け取ることをボンヘッファーは主張する。これは、現実において関わる他者とその交わりの尊重を主張するものであり、キリスト者とキリストの関係はまさしく他者との交わり、特に代理の遂行のなかで起きるのである。ここで起きるキリストの代理こそが教会を基礎づけるものである。

ボンヘッファーは教会の本質は「交わり *Gemeinde*」にあると考えていた。ボンヘッファーの交わりのなかで重要

であるのは、アダムにおいて「ひとりの人間」として交わるということを徹底的に前提としているところである。弟子はキリストの死後「ひとり」立たなければならぬ。この「ひとり」の重視は、集団と自己の同一化（陶酔）への批判へと繋がると同時に、アダムにおける交わりを重視することは現実を拒絶することへの批判でもある。

(4) 教会のこの世性と限界

ボンヘッファーにとつて、現実の領域、特に現実における他者との交わりは重要であつた。これは教会の「この世性」を重視することである。ボンヘッファーは、「清純であること Reinheit を断念することだけが教会を自由にする」⁽²⁵⁾と述べた。現実にある罪や汚れを受け入れずに清純であることよりもむしろ、それらを受け入れることが教会にとつては重要なのである。そうした罪や汚れをも内包した現実においてあること、それがこの世性であり、この世的存在である。それゆえに、この世的な教会は現実にあると同時に、罪のある人間性とも固く結びついていることである。現実の人間はあくまでも罪人アダムであつて、教会は罪人の共同体である。教会はこのことを受け入れ、現実の人間のために徹底してこの世的でなくてはならないし、この世的でなくなることなどできない。そして教会はこの世的でなければならぬからこそ、清純な理想の教会に留まるために教会に属する人間を区別して排斥することなどあつてはならず、あらゆる人間を教会は受け入れる。こうしたこの世的な教会像が、政治的領域を拒絶することで見識的な教会に留まろうとすることへの批判へと繋がると同時に、第三節で検討する「教会におけるアーリア条項」にみられるようなユダヤ人の排斥を教会がなぜしてはならないのかという論の土台ともなる。

同時に、この世にある教会は二つの限界を持っている。一つ目は、神の国に対しての限界であり、二つ目は国家に対する限界である。教会闘争との関連で考えるならば、重要なのは国家に対する限界についてであろう。⁽²⁶⁾ 国家は、教

会と同様に神からの働きかけとして機能している。しかし、あくまでも神の支配のもとにあるのであって、国家が神の支配そのものになることはありえない。教会は国家に対して、神からの働きかけである国家に従いながらも、国家の持つ力の限界をつきつける役割がある。教会は国家に従うが、それは支配されるということではない。国家が神のみ言葉を脅かすならば、教会はそれを指摘しなくてはならない。こうした教会と国家の関係は、第一節で検討したように、まさしく告白教会がドイツ的キリスト者との対立のなかで重視した教会のあり方そのものである。

第三節 ナチス台頭下での神学的表明

ボンヘッファーの教会闘争への参加に関連する神学的表明²⁷としては、1933年2月ラジオ講演「若い世代の指導者概念の変遷」及びこの講演を再構成した「若い世代における指導者と個人 Der Führer und der Einzelne in der jungen Generation」、1933年4月の講演「ユダヤ人問題に対する教会 Der Kirche vor Judentage」、1933年8月の文書「教会におけるアーリア条項 Der Arieapagraph in der Kirche」、1933年8月にザッセと共に作成した「ベテル信仰告白草稿 Erstform des Betheler Bekenntnisses」が挙げられる。本節では、「教会の本質」でみられた教会理解と反ナチ抵抗運動の呼応を確認するにあたって、「ユダヤ人問題に対する教会」「教会におけるアーリア条項」「ベテル信仰告白草稿」を取り扱う。それにより、「教会の本質」でみられた神学がナチス批判としてどのように結実し、また以後どのように発展していくのかを検討する。

「ユダヤ人問題に対する教会」のなかでは、ユダヤ人に対する国家の措置をどのように考えるのか、教会内におけるユダヤ人を教会はどのように扱うべきかという問題に対して、この問題の答えは「教会概念のみ」から出るとボンヘッファーは考えた。ボンヘッファーは、教会と国家の関係として、教会が国家の行為そのものに干渉することはで

きないと主張する。国家は、神なき世界（現実世界）のなかで神の保持の秩序を、神から任されているからである。しかし、国家はあくまでも限界がある秩序であるため、国家が負う責任を自覚させることが教会の役割となる。これは「教会の本質」で確認した、教会の国会に対する限界そのものである。だからこそ、ユダヤ人問題に対しては国家が教会に何らか指図して、教会がそれに従うという形では決してあつてはならず、教会は教会自身で、キリスト教信仰のもとで、教会の中でユダヤ人問題に対して答えを出さなくてはならない。ただし、だからこそこの講演は、教会の外のユダヤ人問題、つまりユダヤ人差別そのものを取り扱うものではない。ユダヤ人差別そのものに対しては、むしろ教会闘争以後にボンヘッファーは思索を深めていく。

とはいえ、「教会におけるアーリア条項」のなかでボンヘッファーはユダヤ人問題に対する議論をより進めていく。ここでボンヘッファーは教会内のユダヤ人排斥の命に従うことは教会を破壊すると明言する。というのも、そもそもキリストこそがユダヤ人と異邦人の隔たりをなくしたのであり、だからこそキリスト教会ではあらゆる人間がみなキリストのもとで一つでなくてはならないからである。だからこそ、ユダヤ人の排斥はキリストの行いそのものに反することであつて、教会を破壊する行為となる。同時に、教会がユダヤ人の排斥を定めることは、教会に入る「前に」民族の律法があることになる。本論文第二節（3）で確認したように、教会は徹底してキリストに支配されているのであり、教会に属する人間が勝手に教会像や律法を確認してはならない。ましてや、教会の「前に」人間が制定した民族の律法を置くことで、誰が教会に入つて良いか悪いかを決めることは、キリストによる支配構造に反する。これは神のみ言葉や律法を何より重視したボンヘッファーにとつても、そして告白教会にとつても、決して受け入れられることではない。

最後に「ベテル信仰告白草稿」⁽²⁸⁾についてだが、ここでは今まで本論文で確認してきた「教会の本質」や、「ユダヤ

人問題に対する教会、「教会におけるアーリア条項」で語られてきたことが、信仰告白という形で整理されている。そのうえでベテル信仰告白は、聖書は単なる歴史文書でも一般的な宗教的真理でもないという主張に踏み込む。聖書を、単なる歴史文書としてのみ扱い、行動の規範として参照しないことはもちろん、逆に聖書に書かれていることをいついかなる時代・場所でもそのまま字義通りに受け取ることもここでは批判される。では、どのように聖書に向かえば良いのかと言えば、このことについてボンヘッファーは聖霊との関わりのおかげで、「しかし聖霊は欲する時と場所所私たちにキリストを啓示する」と述べる。ここでは、聖書全体のキリストの言葉を「都度」聞くことが重要となる。しかし、それは恣意的に受け取るということではなく、聖霊の働きとして、啓示されたキリストを聞くという仕方方で受け取るのである。この「都度」聞くということは、「教会の本質」で語られた教会のこの世性についての議論²⁰⁾の延長にある。この世を生きる現実の人間として、キリストの言葉を何よりも重視しながらも、それを都度聞くという仕方方でキリスト者は聖書を読む必要があるのである。

おわりに

本論文は、まず教会闘争を検討するにあたって主に二点に着目した。一点目は、神の言葉にのみ従うということのあり方であり、二点目は、教会と国家がどう考えられたのかである。神の言葉にのみ従うということが共有されつつも、そのあり方が異なることが教会闘争における神学的な対立へ繋がった。そうした教会闘争に対して、ボンヘッファーもまた教会闘争以前から徹底してキリストを重視し、キリストとの関係のなかで教会やキリスト者のあり方を規定しようとした。ボンヘッファーは、キリストを徹底して支配者としておくことで、国家の越権やナチスに対して批判的であつたのである。

「教会の本質」にみられる神学的思想及び教会理解は、ナチス台頭下での神学的表明のなかでも一貫していると同時に、教会闘争における告白教会の神学的思想にも類似する箇所が多い。教会闘争は確かにナチズムを巡る政治的な対立であったが、同時に、ボンヘッファーにとっては自らの神学的思想においてもその連続の中にある。そのうえで、ボンヘッファーの「この世性」の重視や、都度聞くという形でのキリスト者のあり方こそが、教会闘争以後の反ナチ抵抗運動にも繋がっていく。

本論文では、ボンヘッファーの「教会の本質」を中心として、ボンヘッファー神学と教会闘争の関係を検討した。そのため本論文では、「教会の本質」以外の著作の詳しい検討や、教会闘争の後期にあたるボンヘッファーの告白教会からの解離や告白教会へのボンヘッファーの批判を取り扱うこと、また、ボンヘッファー神学と教会闘争の関係を考えるにあたって、教会闘争の神学的思想についてより詳しく検討するには至らなかった。これらは今後の課題とする。

参考文献

- Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 11*, Ökumene Universität Pöramt 1931-1932, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloh, 2015 森野善右衛門訳『教会の本質』新教出版社、1976年。
- Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 1*, *Sanctorum Communio*, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloh, 2015, 大宮博訳『ボンヘッファー選集1 聖徒の交わり』新教出版社、1963年。
- Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 2*, *Akt und Sein*, *Transzendentalphilosophie und Ontologie in der systematischen Theologie*, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloh, 2015, 国谷純一郎訳『ボンヘッファー選集2 行為と存在』新教出版社、1965年。
- Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 6*, *Ethik*, *zusammengestellt und herausgegeben von Eberhard Bethge*, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloh, 2015, 森野善右衛門訳『ボンヘッファー選集4 現代キリスト教倫理』新教出版社、1962年。
- Dietrich Bonhoeffer, *Gesammelte Schriften Bd. 1*, *Ökumene*, Hrg. von E. Bethge, Chr. Kaiser Verlag München, 1958 *Bd. 2* *Kirchenkampf und Finkenwäldle*, 1959, 森野善右衛門訳『ボンヘッファー選集6 告白教会と世界教会』新教出版社、1968年。

- Eberhard Bethge, *Bonhoeffer Theologe-Christ-Zeigegenosse*, Chr. Kaiser Verlag, München, 1967, 兩宮栄一訳『ボンヘッファー伝Ⅱ』新教出版社, 1973年。 兩宮栄一訳『ボンヘッファー伝Ⅲ』新教出版社, 1974年。
- Eberhard Bethge, *Dietrich Bonhoeffer in Selbstzeugnissen und Bilddokumenten*, Rowohlt, 1976, エーバハルト・ヘートゲ/レナーテ・ペー
トゲ、宮田光雄・山崎和明訳『現代キリスト教の源泉―ディートリッヒ・ボンヘッファー』新教出版社, 1992年。
- Ernst Feil, *Die Theologie Dietrich Bonhoeffers: Hermeneutik, Christologie, Welversändnis*, Chr. Kaiser Verlag, München, 1991, エルンスト・
フェイル、日本ボンヘッファー研究会訳『ボンヘッファーの神学：解釈学・キリスト論・その世理解』新教出版社, 2001年。
- Madeline Jeanne Levy, *The Marriage of Thought and Action: A Study of Dietrich Bonhoeffer*, Whitman College, 2015。
- 兩宮栄一『バルメン宣言研究―ドイツ教会闘争史序説』日本キリスト教団出版局, 1975年。
- 兩宮栄一『ドイツ教会闘争の展開』日本キリスト教団出版局, 1980年。
- 兩宮栄一『ドイツ教会闘争の史的背景』日本キリスト教団出版局, 2013年。
- 河島幸夫『ナチスと教会』創文社, 2006年。
- 久保田浩『ドイツ的キリスト者』運動と近代宗教史―ナチズム期ドイツ・プロテスタントイイズム史叙述再考のための一試論―
明治学院大学キリスト教研究所『明治学院大学キリスト教研究所紀要』第55号, pp. 97-119, 2023年。
- 徳善義和訳『宗教改革著作集14 信仰告白・信仰問答』教文館, 1994年。
- フィリップ・メラニヒトン、ルター研究所訳『アウクスブルク信仰告白』リトン, 2015年。
- 宮田光雄編『ドイツ教会闘争の研究』創文社, 1986年。
- 宮田光雄・柳田園近編『ナチ・ドイツの政治思想』創文社, 2002年。
- 村上伸『ボンヘッファー』清水書院, 1991年。
- 村上伸・兩宮栄一・井上良雄訳『カール・バルト著作集6 政治・社会問題論文集 上』新教出版社, 1969年。
- ワルター・ホーファー、救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント 原資料による全体像』ペリかん社, 1969年。

注

- (1) 以下、本論文で用いる「教会闘争」という語はドイツ教会闘争のことを示す。
- (2) この背景には、ナチス政権成立以前、元々ドイツでは、領邦教会制のもとで福音主義教会が大きな権力を持っていたことが

- 挙げられる。(両宮栄一『ドイツ教会闘争の史的背景』第一部参照)
- (3) ルター派プロテスタント以外、例えばカトリックのナチスを巡る問題は教会闘争の外で、教会闘争と関連しながら起きてはいた。
- (4) 両宮栄一『ドイツ教会闘争の史的背景』p. 276。残り三分の一はカトリックに属する。
- (5) 1533年にルター派神学者フィリップ・メランヒトンによってアウクスブルクで起草された信仰告白である。ルター派の信仰を告白するものであり、当時のカトリック批判も記されている。ルター派教会が用いており、教会闘争の論争のなかでもしばしば言及される。
- (6) ボンヘッファーはヒトラー暗殺やクーデターを試みる「ゲルデラー・サークル」に属していたとされている。これは元ライプツィヒ市長カール・ゲルデラーを中心とした反ナチ抵抗運動サークルであったが、明確にサークルとしてその範囲を定めることが難しく、誰を、あるいはどの活動をゲルデラー・サークルに属していたとして良いのかは些か不明瞭である。そのため、本論文ではサークルという表現にのみ留める。
- (7) 両宮栄一『ドイツ教会闘争の史的背景』第四部参照。
- (8) 両宮栄一『ドイツ教会闘争の史的背景』p. 272参照。
- (9) ドイツ的キリスト者の主張は、ラインホルト・クラウゼ(1893年～1980年)の主張を核としている。ただし、過激派であったクラウゼの思想に対する論争はドイツ的キリスト者のなかでも存在していた。内容については、久保田浩「ドイツ的キリスト者」運動と近代宗教学史―ナチズム期ドイツ・プロテスタントイイズム史叙述再考のための一試論―を参照。
- (10) ドイツ的キリスト者が当時宣言していた綱領などについてはワルター・ホーファー、救仁郷繁訳「ナチス・ドキュメント 原資料による全体像」を参照。
- (11) 両宮栄一『バルメン宣言研究 ドイツ教会闘争史序説』p. 265。
- (12) *Ibid.*, p. 298。
- (13) Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. II, Ökumene Universität Pflaum 1931-1932* 及び邦訳、森野善右衛門訳「教会の本質」を参照。ただし、「教会の本質」のボンヘッファー自身による講義原稿は失われている。今確認することができる講義録は、受講生であったハンス・リュツベルとヴォルフ・データー・ツィンメルマン二人のノートをもとに再構成されたものであり、これは本来の講義に対しては不足していると考えられる。(cf. *Ökumene Universität Pflaum 1931-1932*, S. 239-240)

- (14) Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 1, Sanctorum Communio* 及び邦訳、大宮博訳『ボンヘッファー選集1 聖徒の交わり』を参照。
- (15) Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 2, Akt und Sein, Transzendentalphilosophie und Ontologie in der systematischen Theologie* 及び邦訳、国谷純一郎訳『ボンヘッファー選集2 行為と存在』を参照。
- (16) *Okumene Universität Pfarrrat 1931-1932, S. 263-264*. なお、引用文内の「」は、原文におけるイタリックを示す。
- (17) *Ibid.*, S. 264.
- (18) 編者による注釈では、「この箇所には「罪において」が挿入されている。
- (19) *Ibid.*, S. 265. なお、この箇所はツインメルマンによつてのみ残された箇所である。
- (20) *Ibid.*, S. 265.
- (21) *Ibid.*, S. 266. なお、引用文内の（ ）は編者による補足。
- (22) *Ibid.*, S. 266.
- (23) *Ibid.*, S. 269.
- (24) 代理の遂行や責任倫理については、むしろ後期のサークルに参加し反ナチ抵抗運動に身を捧げた時期のボンヘッファーが思索を深めている。これについては Dietrich Bonhoeffer, *Dietrich Bonhoeffer Werke Bd. 6, Ethik* 及び邦訳、森野善右衛門訳『ボンヘッファー選集4 現代キリスト教倫理』を参照。
- (25) *Okumene Universität Pfarrrat 1931-1932, S. 300*。
- (26) 一つ目の神の国に対しての限界について大枠だけ確認するならば、神の恵みと裁きの偉大さゆえに教会が神に対してどこまでも限界を持つものであるといった限界である。
- (27) これらの諸神学的表明については Dietrich Bonhoeffer, *Gesammelte Schriften Bd. 1, Okumene* 及び、邦訳森野善右衛門訳『ボンヘッファー選集6 告白教会と世界教会』を参照。
- (28) なお、ベテル信仰告白は当時の福音主義教会の保守的な勢力による批判のもと校閲されたことからボンヘッファーはこの校閲された最終稿を拒絶し、ベテル信仰告白の起草者として自身の名前を連ねることをしなかった。
- (29) Dietrich Bonhoeffer, *Gesammelte Schriften Bd. 2, Kirchenkampf und Finkenwalde*, S. 94。
- (30) 本論文第二節(4) 参照。